

2026年8月号

尾道  
♥  
企業

<http://www.shinwabs.co.jp>

尾道を元気にする私たちの笑顔で。



それゆけ!

No.216 八十八公美智生



発行元



新和ビル・サービス株式会社



7月12日、せとだバリ祭☆シャンソンの祭典☆がベル・カントホールにて開催され、尾道市出身の小川景司さん（私の同級生）も出演して素敵な歌声を届けてくれました。地方ではライブや演劇など参加できるエンタメが少ないので貴重な体験をすることが出来ました。9月12日（土）17時半より妙泉寺にて小川景司さんのソロライブ（お寺でシャンソン）が開催されます、皆さん奮って参加してあげてください！

## 新和トピック

令和8年7月17日、当社では3年に1度実施される医療関連サービスマーク更新審査を受審しました。医療関連サービスマークは、医療機関において安心・安全で質の高いサービスを提供するための基準を満たしていることを示す認定制度です。今回の更新審査では、清掃業務の品質管理体制や従業員教育、安全衛生管理、各種記録類の整備状況などについて確認が行われました。

日頃から業務に取り組んでいる社員一人ひとりの努力と、現場での継続的な品質改善の積み重ねが、今回の更新審査につながっています。

当社はこれからも、お客様に安心・信頼していただけるサービスの提供を目指し、品質の維持・向上と安全で快適な医療環境づくりに努めてまいります。

A photograph showing three people in a meeting room. On the left, a man in a dark suit and glasses is seated at a long wooden table, looking down at a document. In the center, another man in a dark suit is seated, also looking at a document. On the right, a third man in a dark suit is seated, looking towards the other two. The table is covered with various documents and folders. In the background, there is a large screen and some office equipment.

## 建築設備診断技術者(ビルディングドクター)からの提言

## なぜ、非常用発電機の「負荷試験」が必要なのか？

非常用発電機は、設置するだけでなく定期的な負荷試験が必要です。それには3つの重大な理由があります。

## ■消防署への報告義務化

平成30年6月の法改正により、従来の「努力義務」から「完全な義務」へと厳格化されました。未実施は法令違反となります。消防法により、定格容量の30%以上の負荷を一定時間与え、正常に稼働するかを確認することが義務づけられています。

## ■非常時のトラブル防止（動作不良・異常停止の防止）

普段動かしていない発電機は、いざという時に動かないリスクがあります。定期的な負荷試験で、確実に作動する状態を維持します。

## ■企業の社会的信頼を守るため

万が一の不作動による二次災害や法令違反が発覚した場合、企業の社会的信頼の失墜や、経営への甚大なダメージに直結します。

★昨年度から消防点検報告におきまして、消防署より「非常用発電設備の負荷試験が未実施である」との理由から、要改善指示（指摘）を受けることがあります。つきましては、指摘事項を改善し、建物の安全を確保するため、負荷試験の実施に向けた御見積書を提出させていただきますのでご確認頂けますようお願い申し上げます。



## 環境事業部だより

廃棄物部から「環境事業部」へ

当社では、廃棄物部を「環境事業部」へ名称変更しました。中東情勢などの影響により、燃料や原材料の価格が不安定になる中、限りある資源を再利用するリサイクルの重要性が一層高まっています。これからは廃棄物をただ処分するのではなく、分別・再資源化を通じて新たな価値へつなげる時代です。当社も環境事業部として、地域の資源循環と持続可能な社会づくりに取り組んでまいります。

廃棄物部から  
**環境事業部**へ  
名称を変更しました



これからも、環境にやさしい取り組みを通じて、地域の未来を支えてまいります。